

とちかち防災マスターネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は、とちかち防災マスターネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、地域防災マスター間及び北海道並びに十勝地域との情報交換等を行い、相互連携を図り常に自学研鑽に励み北海道及び十勝地域が推進する防災活動に協力し、住民とともに減災と自主的な地域防災活動を効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 会員のスキルアップ
- (3) 十勝管内の地方公共団体や企業等との連携・支援
- (4) 必要に応じた勉強会・視察等の実施
- (5) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 ネットワークは、次により構成する。

- (1) 会 員 北海道地域防災マスターの資格を得た十勝在住の者で、本会の趣旨に賛同し、ネットワークの行事及び活動に積極的に参加する意欲のある入会者をもって構成する。
- (2) 事務局 十勝総合振興局危機対策室におく。

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置くことができる。

- (1) 代 表 1名
ネットワークを代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表 2名
各部を総括し、代表に事故あるときはこれを補佐する。
- (3) 総務部長・総務部次長 各1名
会の全般に関わること、方針・企画・運営管理、経費支弁関係等を担当する。
- (4) 事業部長・事業部次長 各1名
防災イベントの計画と実施を担当する。
- (5) 研修部長・研修部次長 各1名
構成員のスキル向上対策、広報、他団体との連絡調整を担当する。
- (6) 会計監査 1名
- (7) アドバイザー（代表指名による） 若干名
- (8) 顧問（代表指名による） 若干名

(役員任期)

第6条 役員は、会員の互選により役員会で選出する。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期満了にかかわらず後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- (3) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第8条 総会は年1回全会員をもって構成する。

(臨時総会)

第9条 必要あるときは、代表が臨時総会を招集することができる。

(役員会)

第10条 役員会は正副代表、各部長、次長をもって構成する。

- (1) 役員会は、代表が随時招集する。
- (2) 代表は役員以外のものを役員会に出席させることができる。
- (3) 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - ① 総会に提出すべきこと
 - ② 総会に委任されたこと
 - ③ そのほか役員会が必要と認めた事項

(総会の決議)

第11条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 会計監査
- (4) 会則の改正
- (5) その他会長が認めた事項

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数の賛成がなければ行うことができない。ただし可否同数のときは議長が決するところによる。

(会員の行動)

第13条 会員は地域防災マスターとしての目的を果たすため、お互いを信頼し誠実な心を持って協調し合い、役員会及び事務局と連携して行動するものとする。

(会員退会勧告・除名)

第14条 会員が会員としてふさわしくない行為(公序良俗に係る反社会的行動)を行った場合、役員会の決定において退会勧告又は、除名することができる。

(経費)

第15条 本会の運営に関する経費は、社会貢献活動費、その他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。

(その他)

第18条 この会則に定めのないものは、役員会において協議、決定する。

附則

この会則は、平成20年7月31日から施行する。

この会則は、平成24年6月7日から施行する。

この会則は、平成28年7月23日から施行する。

この会則は、令和2年7月8日から施行する。

この会則は、令和6年7月8日から施行する。